



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

厚生労働省が過労死等防止対策大綱の改定案を公表



◆平成 27 年に策定された現行版を改定

厚生労働省は 4 月 24 日、過労死等防止対策大綱の改定案を公表しました。大綱では、過労死や過労自殺を防ぐために国が取るべき対策がまとめられています。3 年ごとに見直すこの大綱を、政府は今夏にも閣議決定する方針です。今回の改定案では、将来的に過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度およびメンタルヘルス対策について、数値目標を設定することが盛り込まれました。

◆労働時間

平成 32 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 % 以下とするとしています。また、長時間労働の是正対策として、労働時間を IC カードなどの「客観的な記録」で

会社側が確認することを原則とすることが新たに明記されています。

さらに、仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保することによって、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくため、原則として、月 45 時間かつ年 360 時間とする時間外労働の限度について周知・啓発を行う方針です。

◆年次有給休暇の取得

取得率は 5 割を切っています。これを平成 32 年までに 70 % 以上とし、特に、年次有給休暇の取得日数が 0 日の者の解消に向けた取組みを推進するとしています。

◆勤務間インターバル制度

欧州では 1 日 24 時間につき最低連続 11 時間の休息時間の確保を義務化していることを参考に、導入を促進します。平成 29 年の調査では、制度の導入割合はわずか 1.4 % でした。制度を導入していない企業 (92.9 %) のうち制度を知らなかった企業が 40.2 % で、この周知が課題となります。今回、新たに数値目標を盛り込むこととしています (数値は未定)。

◆メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、長期的には増加しているものの、56.6%と未だ5割台に留まっています。これを平成34年度までに80%以上とするとしています。また、労働者のメンタルヘルスの不調の原因にもなり得るパワーハラスメントへの対策については、その予防・解決のための周知・啓発を進めることが重要であるとして、平成30年3月の検討会での報告を踏まえ、必要な対応を検討していくとしています。

【厚生労働省～第11回過労死等防止対策推進協議会 配布資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2/0000204334.html>

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果より

◆重点監督で全体の65.9%が労働基準関係法令違反

厚生労働省が公表した昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果によると、実施した7,635事業場のうち5,029事業場（全体の65.9%）で労働基準関係法令違反が確認されたそうです。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施されたものです。

◆37.3%で違法な時間外労働

労働基準関係法令違反が確認された事業場のうち、違法な時間外労働

があったものが2,848事業場(37.3%)、賃金不払残業があったものが536事業場(7.0%)、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが778(10.2%)となっています。

◆製造業、商業、建設業、小規模事業場で多く実施

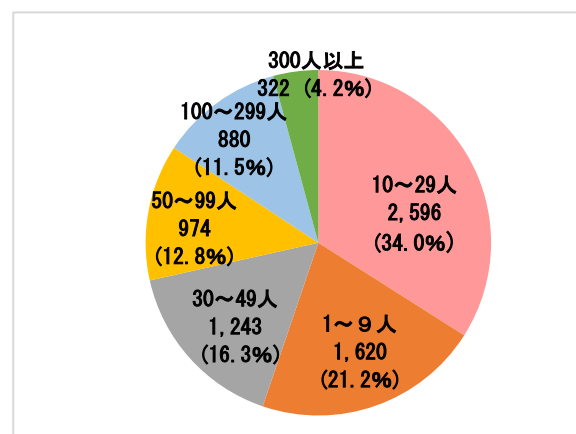
重点監督実施事業場を業種別で見ると、多い業種から製造業(26.4%)、商業(15.1%)、建設業(12.6%)と続いています。

業種	重点監督実施事業場数	法令違反があった事業場数(注1)
製造業	2,014 (26.4%)	1,399 (69.5%)
商業	1,156 (15.1%)	797 (68.9%)
建設業	963 (12.6%)	483 (50.2%)
運輸交通業	784 (10.3%)	614 (78.3%)
接客娯楽業	492 (6.4%)	369 (75.0%)
教育・研究業	408 (5.3%)	332 (81.4%)
その他	1,109 (14.5%)	612 (55.2%)

(注1)かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合。

また、事業場規模別にみると、多い順に、10～29人規模で34.0%、1～9人規模で21.2%、30～49人規模で16.3%と小規模事業場に集中していることがわかります。

事業場規模別の重点監督実施事業場数



◆監督指導の実施事業場数は増えている

前年の同期に比べると、監督実施事業場は7,014（平成28年11月）から7,635（平成29年11月）と1割近く増えており、厚生労働省も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていることがわかります。

企業としても、長時間労働の是正や適切な労働時間管理については積極的に取り組んでいきたいところです。

【厚生労働省～平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000204309.html>

若手社員の「飲み会嫌い」は本当か？～平成・昭和生まれ意識調査より



◆「平成生まれ」と「昭和生まれ」の意識調査

ソニー生命保険株式会社が、平成生まれ（20歳～28歳）と昭和生まれ（52歳～59歳）を対象にアンケートを行い、『平成生まれ・昭和生まれの生活意識調査』として公表しました。同調査から、それぞれの有職者に対して仕事にまつわる質問を取り上げます。

◆「仕事に対する考え方」の傾向

理想的な仕事は「給料が高い仕事」と「やりがいがある仕事」のどちらかという質問に対し、平成生まれは「給料が高い仕事」の方が56.7%と多く、昭和生まれは「やりがいがあ

る仕事」の方が61.8%と多い結果となりました。

また、残業が多い人は「頑張っている人だと思う」か「仕事ができない人だと思う」か、という質問では、「頑張っている人だと思う」が平成生まれで60.1%、昭和生まれで52.5%となりました。同調査は「働き方改革を掲げ、業務効率改善や残業時間削減の方針を打ち出す企業は増加していますが、平成生まれには、“残業が多い＝頑張っている”と考える人が多いようです」としています。

◆「飲み会」への考え方

勤務先でのイベントは「積極的に参加したい」か「プライベートを大切にしたい」か、という質問では、平成生まれの61.5%、昭和生まれの71.3%が「プライベートを大切にしたい」と回答しており、昭和生まれのほうがより多い結果となりました。

同調査はこの結果を、若手はいわゆる“飲みニュケーション”に消極的などといわれることがありますが、必ずしもそうではないようだ、と総括しています。

シチズン時計が昨年行った「社会人1年目の仕事と時間意識」でも、「実際にあった飲み会の頻度」が「理想の飲み会の頻度」より少ないという結果となり、同社も「職場のコミュニケーション機会として『もう少し誘って欲しい』と考えている新入社員もいる」と、さきほどの調査と同様の結論となっています。

俗に「5月病・6月病」などともいわれるように、入社・新年度からしばらく経ち、新しい環境に適応できず思い悩んでしまう若手が増える時期です。気になる社員をみかけたら、あまり気負うようなことなく、お酒の席などへ誘ってみてはいかがでしょうか。

～今月のことば～



(昭和二十年三月十日 東京大空襲の翌日)

いま回想すれば、まわりには炭化して真っ黒になった焼死体がいくつも転がっていたのである。その人たちは船に乗る前にたしかに目にした、あのかんな屑のように燃え上がった人たちであったのであろう。しかし、過去に多くの死体を見てきたためか、感覚は鈍磨していた。

家は綺麗に焼けている。あまり帰りが遅いので焼け死んだかと思っていたらしい父が、どこからともなく姿を現わして、何もいわずにニコニコとしたのが嬉しかったことも覚えている。

そしてその焼け跡で、俺はこれからは「絶対」という言葉を使うまい、とただひとつのことを思った。絶対に正義は勝つ。絶対に日本は正しい。絶対に日本は負けない。絶対にわが家は焼けない。絶対に焼夷弾は消せる。絶対に俺は人を殺さない。絶対に……と、どのくらいまわりに絶対があり、その絶対を信じていたことか。それが虚しい、自分勝手な信念であることかを、このあっけらかんとした焼け跡が思いしらせてくれた。俺が死なないですんだのも偶然なら、生きていることだって偶然にすぎないではないか。中学生の浅知恵であろうかもしれない。でも、いらい、わたくしは「絶対」という言葉を口にも筆にもしたことはない。

『歴史と戦争』 半藤 一利 著



～事務所よりひとこと～



先日、地区の公民館の球技大会が行われ毎年の事ながらソフトバレーボールチームの一員として私も参加をしました。結果は・・・30分で試合が終了してしまうという残念な結果でした。

冬場を除いて、週に1回、1時間程の練習をするチームに参加をするようになり、20年近くになります。

当初は、メンバーの子供達も練習に参加しにぎやかでしたが、子供達が大きくなるにつれ、参加することも無くなり、今では10人程度のメンバーで細々活動しております。

メンバーの高齢化もすすみ、いつまで続けられるかはわかりませんが、ケガをせず、楽しく活動できればと思っています。(滝沢)

【お知らせ】

(1) 労働保険の年度更新について

ご案内の通り、労働保険の年度更新の時期になりました。保険年度の初めに新年度の概算保険料および前年度の保険料を確定するための申告・納付を行う、年に一度の大切な手続きですので、ご協力をお願いいたします。

(2) 社会保険料の算定基礎届について

社会保険料の見直しを行う算定届提出の時期となります。4・5・6月に支払われた給与額をもとに保険料を見直しいたします。随時、ご用意頂く書類等のご案内をしておりますので、お忙しいところお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までお問い合わせ下さい。